

平成28年第2回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成28年6月14日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	2番	村上	寿之君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡	洋二君
	8番	石田	安夫君
	9番	蛭澤	幸一君
	11番	飯田	正憲君
	12番	西山	猛君
	13番	石松	俊雄君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原	瑞子君
	16番	横倉	きん君
	17番	大貫	千尋君
	18番	大関	久義君
	19番	市村	博之君
	20番	小藪江	一三君
	21番	石崎	勝三君

欠席議員

	1番	田村	泰之君
	7番	橋本	良一君

出席説明者

市		長	山口	伸樹	君
副	市	長	久須美	忍	君
教	育	長	今泉	寛	君

市長公室長	藤枝泰文君
総務部長	塩畑正志君
市民生活部長	山田千宏君
福祉部長	鷹松丈人君
保健衛生部長	打越勝利君
産業経済部長	米川健一君
都市建設部長	大森満君
上下水道部長	鯉渕賢治君
市立病院事務局長	友水邦彦君
教育次長	小田野恭子君
消防長	水越均君
笠間支所長	大月弘之君
岩間支所長	岡野正則君
環境保全課長	石川耕二君
環境保全課長補佐	滝田憲二君
行政経営課長	清水博君
行政経営課長補佐	鶴田宏之君
農政課長	金木雄治君
農政課長補佐	田代泰英君
農政企画室長	細谷敦君
資産経営課長	山田正巳君
資産経営課長補佐	木村幸広君
都市計画課長	持丸公伸君
都市計画課長補佐	礪山浩行君
消防本部総務課長	安達裕一君
消防本部総務課長補佐	鈴木一也君

出席議会事務局職員

議会事務局長	飛田信一
議会事務局次長	渡辺光司
次長補佐	堀越信一
主査	若月一
主幹	神長利久

議 事 日 程 第 5 号

平成28年6月14日（火曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は20名であります。本日の欠席議員は1番田村泰之君であります。もう1人7番橋本良一君が欠席しております。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番石松俊雄君、14番海老澤 勝君を指名いたします。

一般質問

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、一般質問を行います。一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式のいずれかの方式を選択していただきたいと思ます。

なお、一問一答方式では、質問項目順に質問し項目ごとに質問を完結した後、次の質問項目に入ってくださいようお願いいたします。また、発言時間は、一括質問・一括答弁方式につきましては質問時間を30分以内とし、一問一答方式につきましては、質問・答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言をし、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

さらに、議員、執行部ともわかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めていただきたいと思います。

それでは、最初に、12番西山 猛君の発言を許可いたします。西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 12番西山 猛です。一問一答方式にて一般質問をお願いしたいと思います。

まず、大項目1. 環境保全及び整備について、小項目①市内の環境保全に対する充実度はどうか伺いたします。幅広いので、先ほど議長のほうから執行部には反問権が付与されているということですから、場合によっては反問権を行使していただいて、私に質問していただければいいかと思ます。よろしくお願ひします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

市内の環境保全に対する充実度はどうかとのお質問でございますが、平成28年3月に策定しました「第2次笠間市環境基本計画」の基礎資料として、市民2,000人及び事業者200社を対象に、環境保全に対する考え方や環境に配慮した取り組み状況を把握するため、平成26年10月にアンケート調査を行いました。その結果、自然環境、生活環境、循環型社会、地球温暖化対策、パートナーシップの分野においては、現状の環境に対して市民の評価は高いことから充実されているものと認識をしております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） まさにこの中に凝縮されていると思っております。今抜粋しますが、「市の環境について誇りに思うこと」という項目が、これ、概要版でありますね、説明書。この中でかなりの割合で自然環境を重視しているかなど。住みよい、きれいな空気であるというようなところに評価を持っている。特に河川が、笠間市におきましては河川がありますから、河川のすばらしさというものをこの環境の中に盛り込まれているというふうにお願ひしております。この件につきましては、アンケートですから総合的に評価できるものだと思っております。これに基づいて、市内全体の中から今度は狭めていく質問をし

ていきたいと思えます。

それでは、充実度が合格点だということではありますが、具体的に、一般廃棄物の収集、これについて、充実度、現在どのようなデータをもとに理解しているかご質問いたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 廃棄物の今細かい資料は手持ちにございませぬけれども、通常の一般家庭から出る廃棄物について適正に処理をしているという状況でございます。また、ごみの減量化にも努めておりまして、若干ではございますが、減ってきているという傾向は見受けられます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 今答弁の中で適正という答弁をいただきましたが、この第2次笠間市環境基本計画の中で、第3章笠間市が目指す将来の環境像ということで、ページ数20ページになりますが、ここに基本条例の基本理念ということで、3番「環境の保全及び創造は」ということで、市、市民、事業者及び滞在者、要するに住んでいる方ということになりますね。これは公平な役割分担ということを示されておりますが、公平な役割分担という定義はどういうことでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 市の役割、市民の役割、事業者の役割、それぞれ市は市内から出される一般廃棄物に対してそれをスムーズに処理する。市民あるいは事業者は環境法令にのっとり適正にごみを排出する。また、滞在者については、ほかからごみを持ち込んだり、あるいは笠間市内に散らしていったり、そういうことをしないように、市民と同様に笠間市の環境に対して配慮をしていただくというように認識しております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 公平という、公平。役割分担はわかりましたけれども、その役割分担の中の公平という部分。簡単に言いますけれども、公平ってどの部分を指して公平といいますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） なかなか難しい質問で答えづらいんですけども、公平というのは字のとおり公に対して平らということですので、それぞれ平らな立場でそれぞれの、先ほど申し上げましたような立場で行動するというのと私は考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） それでは、私たち議会にはもう示されておりますが、3月31日、つまり前年度、27年度でごみ収集の委託業務の切りかえがありまして、4月1日からということで新しい体制が整ってごみの収集業務が委託されております。

落札率とか、額とか、そういうことは別としても、事業内容が変わったという部分、これは我々市議会にはもう報告されておりますが、今まで慣例的に業者が公の施設、もちろ

ん役所もそうですけれども、公の施設、たくさんあります。3地域に。公の施設のごみを一般廃棄物として処理をしていた。それも含めた委託業務だったんだけど、今回4月1日からそれが事業者がやらない、やらなくていいというふうになった。ここまですりょう。ここまでは。やらなくていいと。やらなくていい理由は法令にのっとってということだと思っうんですね。じゃあ、公平って今までどうだったんですか。そういう意味で言ったら。それ、ちょっと説明してください。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） ただいまの市の公共施設から出るごみについてでございますけれども、市の公共施設から発生するごみについては、廃棄物処理法上、事業系一般廃棄物という扱いになりまして、昨年度までは市が委託する家庭系一般廃棄物収集運搬業者に、今おっしゃいましたけれども、慣例的に街中の集積所と同じような考えで収集してもらっていたと。法的な処理責務が不明確な状況であったということで、このたび改善をしたところであります。

公平でどうなんだということだと思っうんですけれども、契約の中でいろいろな疑義が生じた場合にはお互いにその場で協議をして進めていくというような契約になっておりますので、そういった中でお互いに公平な立場で協議をしたというように考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 今回は協議をしたんですか、しなかったんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 今回の公共ごみの収集については、先ほど申しましたように、廃棄物処理法の関係で今までの取り扱いがまずかったということで、廃棄物の収集業者から言われたのではなくて、市独自の判断として気がついたときに改めようということで今回このような業務を始めたものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） それでは、協議をしなかった、市が気がついた、で切りかわったということですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 具体的に申しますと、2月末に実施しました家庭系一般廃棄物収集運搬の入札以降、市内の公共施設からごみの収集について、前年度と同じように回収してもらえるのかなどの問い合わせがありまして、詳細をどういふことなんだと確認したところ、27年度までは通常の集積所の日程では可燃ごみは週に2日収集していたところ、一部の施設において毎日のように収集していたということが判明いたしました。このことに関しましては、これまで慣例的に、先ほど申しましたように、一般集積所とあわせて回収をしていただいたものと認識をしておったところですが、実は事業者に対して負担をかけていたということがわかったため、今回改めて公共ごみを分ける体制と

いうことで、急遽3月末に変更したところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 公平と言ったら、じゃあ、そこは違うということですよ。事業者負担をさせていたと。あなた方は委託業者なんだから、このぐらいのことはやって当たり前なんだということで負担をさせていた。慣例的に。ただし、それが公共の施設から今後どうなんだろうという疑問視が出てきて、よくよく考えたときに、じゃあ、それは法令違反じゃないかということも含めて切りかえなくちゃいけないという解釈でよろしいですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほど説明申し上げたように、確かに負担をかけていたということだとは思いますが、契約の範囲の中で、仕様書の中に通常地区ごとに集積所の数等を示してございまして、なお、増減がありますよというような含みを持った、要はふえる場合もあるというような仕様書になっておりました。先ほど申しましたように、公共施設も一つの集積所としてとらえていたという事実もございまして。そういう中で、委託業者との契約においては、仕様書に収集場所の増加を含む旨の記載がありまして、各公共施設のごみ収集はその仕様の範囲内で行ってもらっていたと認識をしておりますけれども、確かに不適切であったということで今回変更したものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 不適切だということが今回明らかになったということなんですね。単純に、お役所の仕事ですから年度で切りかわるのが私は正しいかと思うんですね。現在、どのような状況ですか。この不適切な部分について。拡大解釈して今までいた、けれども正式にやったら不適切だとわかった。その不適切だとわかった部分を今誰がどのように埋めていますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） ただいま、先ほど3月末に変更を決定した、決断したというような説明をしましたが、4月から今月6月までは市のほうで車両を用意しまして、臨時職員を雇って市内の公共施設のごみは独自に回収して自己搬入というような形で処理をしております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） そこなんですか、そこ。仮に、その事業がどうも法令違反である、拡大解釈してもおかしいんじゃないかということであれば、新年度、つまり、もうことし28年度はスタートしてしまっていますから、29年度、来年4月1日からこんなふうにもっていくんだということ、例えば今期12月の定例会とか9月の定例会とか、そのような段階で何かのお示しがあってもいいのかなと。で、切りかえを4月1日から始まるんですというのが多分正しい行政のあり方だと思うんですが、いかがですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 通常の行政の事務処理とすれば、今議員おっしゃったようなルールに基づくものが正しいやり方だと思いますけれども、先ほど申しましたように、余り好ましくない状況がわかったときには、それは素早くそのときに修正すべきだということで、内部で笠間市の意思決定の中でそういうことで決めたところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） わかりました。せっかく恵まれた環境、自然環境、あるいはいろいろな部分の環境の中で充実度が合格点だよという中で、少なくとも生活に密着している部分、一般廃棄物の収集、ごみ集積所からの収集、こういうことについて安定した事業を行っていただきたいなと思っております。①を終わります。

②に入ります。

地域として、環境整備や保全に尽力している事例をお伺いいたします。市民団体やボランティアなど、NPOなど、あればお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 地域として環境整備や保全に尽力している事例とのご質問でございますけれども、環境に関連する市民団体としましては、自然環境や生活環境の保全、循環型社会の形成などの幅広い分野において、自然環境学習、ビオトープの整備、美化活動などに取り組む多くの市民団体がございます。その一例を挙げますと、「かさま環境を考える会」「ごみを考える会」「笠間市岩間環境美化推進協議会」「土師みずほの会」等々の団体がございます。

主な団体といたしましては、「かさま環境を考える会」は特定外来生物防除の取り組みとしまして、5月28日に行いましたオオキンケイギク抜き取り作戦や自然観察会、涸沼川水質向上などの活動を行っております。

「ごみを考える会」はごみの減量化やリサイクルを推進することにより、リデュース、リユース、リサイクルの3Rを推進するため、エコ教室やフリーマーケットなどの活動を行っております。

また、「笠間市岩間環境美化推進協議会」におきましては、市内清掃活動として実施しておりますクリーン作戦や不法投棄監視活動などの環境美化活動、市民を対象とした環境先進企業への視察研修を開催するなどの取り組みをしておりまして、発足からことしで34年を迎え、平成26年には長きにわたる自発的な活動が認められまして、茨城県知事より環境保全功労者として表彰を受けたところでございます。

これら多くの市民団体の皆様による地道な地域活動が快適で住みよい環境づくりに多大な貢献をいただいているというふうに認識をしております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 捨てたもんじゃないですよ、笠間市。立派な団体が額に汗し

ていろいろなものを環境保全しながら、いろいろなことを学び、またそれを後世に伝えていく。こういうことが私は笠間市のすばらしいところだと思っています。この環境が本当の環境整備につながるのかなと思っています。

現場に、いろいろな現場ありますね、その現場に部長は何回行っていきますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 現場というのは、反問権ではないんですけども、何の現場を指しているのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 環境の活動をしている現場、あるいは環境が整備されている現場。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほどご説明申し上げました「かさま環境を考える会」主催のオオキンケイギク抜き取り作戦に私もこれは参加しております。また、先ほど説明申し上げました岩間地区の「環境美化推進協議会」の活動状況にも参加をして、皆様にご挨拶をさせていただいたところがございます。また、そのほかいろいろな団体の中でそういった活動をしているということであれば、時間が調整できれば、行って状況を確認させていただいております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） こういう団体に対する支援、応援、どんなことを考えていますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） いろいろな団体がございます、いろいろな活動の際に市職員も一緒に行動したり、あるいは場合によっては、「第2次環境基本計画」を策定しましたけれども、この計画の中では将来を見据えてのアクションプランということで、細かい部分を整理するんですけども、毎年策定するのもこういった市民を交えて、そこで必要なものは予算措置をして活動に充てていくというようなことで、市でも協働で取り組んでいるというような考えでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 道路の里親制度あるいは鳥獣駆除なんかも環境の整備に直結する事業だなと思うんですが、いかがですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 笠間市の道路里親制度は、市道において清掃、美化等の活動を行う団体が道路の里親として認定をされまして、住民と行政が協力をしまして美しい潤いのある道路環境を推進するとともに、道路愛護意識の向上を図ることを目的にしております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 今二つ追加で事例を挙げましたけれども、この方たち、この団体も各地にあるでしょうけれども、環境保全を行っている団体として一緒ですよって言ったんです。一緒ですよ。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 一緒でございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 環境というごみだけの扱いになってしまいますけれども、そういうことじゃないということを理解していただいて、環境の裾野の広さ、裾野の大きさを考えていただきながら、次に入りたいと思います。②を終わります。

③今後における環境保全のあり方とその課題についてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 今後における環境保全のあり方と課題についてとのご質問でございますが、まず、環境保全のあり方といたしましては、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みやすい環境づくりを推進するため、市民、事業者、滞在者、そして市が一体となり環境保全に取り組むことであると考えております。

また、環境保全の課題といたしましては、不法投棄対策が挙げられます。不法投棄は減少傾向にはありますが、依然として後を絶たない現状でございます。このため、不法投棄ボランティア監視委員のパトロールや臨時職員による不法投棄ごみの回収のほか、市民団体の協力を得て、未然防止、早期発見及び早期対応に取り組んでおります。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 笠間市内には地区別で分かれています。焼却施設が二つありますね。ここにそれぞれ一般廃棄物が持ち込まれています。事業系も入っているでしょう。この中で、笠間地区のエコフロンティアかさまの溶融炉の現在の状況、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） エコフロンティアの溶融炉につきましては、稼動予定が今のところ20年ということで、昨年度で10年が経過しましたので、あと計算で言うと10年ぐらいなのかなというふうに感じております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） それでは、10年後、このままでいけばですよ、旧笠間地区の一般廃棄物、事業系のごみ、これの処分はどのようになりますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 今年度と来年度で今予定しております笠間市一般廃棄物処理基本計画を策定する中で、今のような問題も含めて協議検討して将来に向けた計画を

つくっていききたいというふうを考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 10年ですよ、10年。来年とか再来年とかその計画を立てるといっていますが、残りそうすると8年とか7年とかということになるかと思いますが、間に合うんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 施設の部分については、計画の部分と維持管理の中で延命できる部分もあると思いますので、先ほど申しました計画策定の中で検討しながら、施設についてもどういうふうにしていったほうがいいのかは検討していきたいというふうを考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） お隣水戸市では、最初の合併、常澄村との合併のときが、その直後、平成6年12月に水戸市第4次総合計画というのを立てたんです。平成6年。そして具体的にそれから4年後に具体化してきた。清掃施設だとか、斎場だとか、墓地だとか、住宅などということで、その用地が大ざっぱですが、ざっくりだとですが、この辺だということで、それが10年、ですから4年後にそんなふうな具体化してきた。

それから11年後、平成6年に第4次総合計画の後に、11年後に第5次総合計画、この段階でおおよそ確定したんです。清掃工場をつくろうということになりました。平成17年ですよ。始まりからでも11年たっているんです。現在、造成工事が始まっておりますが、27年の段階で造成工事。つまり、平成6年のときの計画が27年で造成なんです。これだけの年月。

とはいっても、水戸市では、これは早いほうだと。早かったんだというふうにおっしゃっています。それはなぜかという地元の理解が得られた。地域の理解が得られた。並行して、水戸市の河和田地区に第2清掃工場という話があったようですが、この計画は、こちらは下入野地区ですか、今の造成が始まった所の計画が具体化した段階で、これは都市計画を廃止したということで事情が変わっております。かなり順序を踏んで、一時かぶせて、こっちの計画とこっちの計画を並行してかぶせて、具体的になって初めてこっちを廃止している。で、現在に至っている。かなりスピーディーであると。その一つは先ほど来言っているように、地元の市民、住民の皆さんの深いご理解があったということでございます。

ということは、重ねて、今後福田地区の皆さんのご理解を得ながら建てかえをする、あるいは何か代がえを考えているということでもよろしいですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 笠間地区に限ってのお話がされておりますけれども、笠間市は合併して友部地区、岩間地区も含めての整理が必要になってきております。

先ほど、水戸市の例を説明いただきましたけれども、笠間・水戸環境組合の構成員として、水戸市の内原地区分が今笠間・水戸環境組合で笠間市とともにごみ処理を行っている状況でございます。

先ほど議員さんの話からありました下入野地区に水戸市の焼却場ができれば、そのときには今の組合を脱退しますという申し入れも受けております。そういうことを踏まえて、福田地区のエコフロンティアを存続をお願いするのかとか、そういう話ではなくて、笠間地区のごみ処理も含めて、友部・岩間地区も含めて、新しい大きな笠間市のエリアの中でどうしていけばいいのかということを経後の計画の中で議論をして、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 危険な答弁ですね。笠間・水戸環境組合、現在、もとの岩間、友部、それと旧の内原が入っているということ、これ、間違いはないですね。内原が抜けるよ。二つになるんだから、こっちから一つ入れてもいいんじゃないかねえかって足し算引き算の話に聞こえるんですが、そういう意味ですか。これは市民感情逆なでしますよ。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 私はそこに笠間地区のごみを入れるという話ではなくて、新しくつくる計画の中では、笠間地区だけあるいは友部・岩間地区だけということではなくて、笠間市全体の大枠の中で検討していきたいというふうに説明を申し上げました。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 加えておきますが、友部地区の柏井地区の皆さんの大変なご苦労、ご尽力があつて、現在があるということ、これは同じく福田地区もそうでしょう。これだけは理解しておいてください。今後計画がいろいろあるとすればですね、そういうことを踏まえて進めていただきたいと思いますと思っております。③を終わります。

④を省略したいと思います。時間の関係で。

大項目2. 堂ノ池周辺整備と市のかかわりについて、小項目①同工事の進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 堂ノ池周辺整備工事の進捗状況についてとのご質問でございますが、平成27年度は市道から堂ノ池への進入路及び交流施設区域に約3,300立方メートルの盛土工事を行うとともに、排水管を45メートル整備いたしました。

また、本定例会に上程しております工事につきましては、今年度は進入路の盛土、ため池施設用排水路、管理道路、散策道などの工事を予定しております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） ごめんなさい、根本に戻ります。基本に戻ります。この堂ノ池

整備の件はいつ発足しましたか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 前にもご説明申し上げましたけれども、4者協定締結後に地元のアンケート調査によりまして、要望の多かった部分について、エコフロンティアかさま福田地区対策協議会の総会において地元の総意として決定され、平成24年度から本格的に協議を開始してきたところでございます。

また、よりよい施設をつくるために地元の意見を反映できるよう対策協議会の中に堂ノ池整備委員会を設置しまして、そこに市の職員も同席しまして協議を進めてきて、今回の議案提出ということになったところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 24年度でよろしいですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 決定されたのが平成23年度の福田地区の総会でございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） それでは、この建物の、もちろん進入路も含めてなんですが、堂ノ池の整備に伴って建物が何棟でしたっけ。分ければ四つになるんですかね。屋外集会所、屋内集会所、屋外トイレ、バーベキュー小屋ということで棟としては四つになりますが、これの基本的には目的、これを建てる目的、改めて進捗状況とともにお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 目的ということでございますけれども、先ほど申し上げましたエコフロンティアかさま設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定書、いわゆる4者協定と申しておりますけれども、その規定に基づきまして、地区内にある堂ノ池を地域振興の拠点に、世代を超えた憩いの場、交流の場として整備するという事で、福田地区の地域振興を図ることを目的としております。

先ほど、四つの建物というようなお話がありましたけれども、一つは集会所、集会施設ですね、それからバーベキュー小屋、屋外集会所、それから屋外トイレの4棟でございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 地域のためのものの解釈でよろしいですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 基本は福田地区の地域振興ということで、地域の利用なんですけれども、交流促進という意味で福田地区以外の市民あるいは市外からの来訪者も見据えた施設ということで考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 市外からあるいは地域外の方と福田地区の皆さんの交流って、具体的にどういうことをやるんですか。バーベキューですか。何をやるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほどバーベキュー施設というようなご説明をしましたがけれども、集会施設には物販施設等も整備する予定でありますので、福田地区でできた物をそういった所で販売をしていくということで、いろいろな交流が生まれてくるのではないのかなど。詳細については、これから地元と協議して、施設の運営についてもどういふうにしていくのか、そういう中で何をどうするのかというのはこれから詰めていきたいと思えます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） ①終わります。

②に入ります。

地域の中で施設の位置づけとは何か伺う。ちょっと答弁のほうに入ったような感じ、先ほどの答弁の一部に入ったように思いますが、改めてご質問いたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 地域の中で施設の位置づけとは何かとのご質問でございますが、平成22年に、エコフロンティアかさま福田地区対策協議会、それから茨城県、一般財団法人茨城県環境保全事業団、笠間市との間で締結されたエコフロンティアかさま設置に伴う地域振興及び環境保全等に関する協定書、いわゆる4者協定を受けて対策協議会で実施された地域振興事業のアンケート結果により、平成23年の対策協議会総会で地域振興に向けた整備として公園やため池の整備、住民の親睦を図るための堂ノ池整備が承認されたところでございます。

さらに、平成27年1月には、先ほど申しました4者で構成されます福田地区地域振興事業検討委員会において、福田地区地域振興整備基金による事業として行うこととして合意されたところでございます。

これによりまして、地域の要望であります堂ノ池が整備されることによりまして、世代を超えた憩い、交流の場として地域内外の利用者と交流が図られることから、福田地区の地域振興につながる拠点と位置づけられるものと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 管理は誰がやるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 公共施設として整備するものでありますので、基本的に市が管理する施設ではありますけれども、地域振興の観点から地元対策協議会に維持管理等あるいは運営等をお願いするというので、これから協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 次の質問になるので、福田地区で公の施設、公民館、それから集落センター、それからもう一つ公じゃないほうの公民館と三つあるんですが、この利活用と堂ノ池の整備とはどういう関係になりますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 福田地区には、地区公民館としての位置づけの高田公民館と一般的な集会所ということで下福田公民館、それから上福田の農村集落センターの三つの集会施設機能がございます。

それぞれ高田の公民館につきましては、平成元年に社会教育法に基づいて設置されたものでありまして、対象区域は41区から50区ということで、福田地区と飯田地区、これが対象区域となっております。

それから下福田の公民館については、建築年等に関しましてはわかりかねますけれども、公共施設を移設したものと聞いておりまして、外見から見ると老朽化が進んでいるものと思われまして。対象区域は44区と45区が利用する集会施設でございます。

また、上福田の農村集落センターは平成2年に農村環境の向上を図ることを目的として設置されておりますけれども、建築から26年経過ということで、やはり老朽化は目立っております。対象の行政区は41区と42区になります。

既存の公共施設とこれから建築するものがどう違うんだというようなお話かと思えますけれども、既存の施設と本事業で整備する集会所の相違としましては、まず、既存は原則利用者が規定されているということで、それに対して今回整備する集会施設については、地域内外の利用が考えられる。それから、先ほど申し上げましたけれども、集会所の中には多目的室を整備するほか、物販スペース、あるいは別棟でバーベキュー等もできるような小屋を整備するというので、福田地区以外の方も訪れ、交流が活発化し、地域振興が図られるものと考えております。

いずれにしましても、集会施設ばかりではなくて交流施設として整備するものでありますので、これも先ほど申しましたように、基本は地元からの地域振興の要望があったものということで整備するものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 地元からの要望があったからということで整備するんだと。既存のそういう公民館、集落センターなどとの違いというのは、地元の区、福田地区以外の人も利用できる施設なんだよということでいいですね。

この地区に三つの、地区として公に使えるものがある。できれば、私はもし老朽化ということ、1軒は昭和49年建築のものがありますね。老朽化しているものだということですが、こういうものの建てかえとか、そういうことは地元からなかったんですか。つまり、こういう施設を兼ねるものなのか、だとすれば、地域でシモリしなくちゃならない。地域

でもっていかなくちゃならない。こういうことになると思うんですが、その辺の線引きがあいまいで、前にも答弁いただきましたけれども、地域の中でエコフロンティア建設にかかわるいろいろな諸問題をこれから解決するために交流の場なんだという答弁を部長から出ていますが、果たして、それ、自然的な話でしょうかね。

私は余りふさわしくない話なのかなと思うんですね。交流の場イコール地域のコミュニティーにつながるのかなというのはなかなか難しい。そこに今、次の質問には出てきますけれども、今後の管理のあり方なんかも含めてもう一度見直す必要があるのかなと思うんですが、まずこの三つ、高田公民館約58坪、上福田の農村集落センター、これは平米数はわかりませんが、下福田公民館約50坪、こういうものの整備整理をしていくのがむしろ地域のためになるんじゃないのかなと思うんですね。そういう意味で、もう一度、物販だとか何とかという部分もありますけれども、曖昧なところがありますけれども、そこについて地域の中で堂ノ池の整備、この建物について、何が福田地区でどのポジションなの、どの位置にあるのか、立ち位置を教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 福田地区の地域振興事業につきましては、エコフロンティアの交付金を基金として積み立てておりまして、平成14年から積み立てを行いまして、それぞれ事業を行ってきております。細かい話ですと、道路だとか、排水路の整備、あるいは個人給付であれば水道の接続あるいは合併浄化層の設置だとかそういった補助もありますけれども、いずれにしても個々の事業が今までなされてきたものに対して、大規模な事業を何をやるべきかということで、長年地元と協議をしてきて、地元でいろいろアンケートを取って協議したところ、現在堂ノ池にそういう施設が一番望ましいんだということで、これは地元のほうから上がってきたものでございまして、先ほどの地域の集会所、この施設については、例えば高田公民館であれば、これは福祉のほうで管理運営しておりますし、下福田や上福田の集落センターについては地元で管理しております。それに対しての改修等の部分は要望は来ておりませんが、例えば要望があれば、一般的な市の補助金等も活用できますので、それより今回は地元の大規模事業ということでこのようなことで提案をさせていただいているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 税込み落札額7億2,900万ですか。で、今期定例会に議決案件として上程されております。この整備について、地元のアンケート、あるいは地元の声だということを押したぎっておりますが、本題に戻ります。市のかかわりっていうのは実際どうなんですか。全て地元の言いなりのものが市に上がってきたということの解釈でいいんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほど説明しましたように、地元でアンケート調査に基

づいて総会で福田地区対策協議会の総意として決定したものを、先ほど説明した件、事業団を含めまして4者協定に基づく福田地区地域振興事業検討委員会という中で審議をしまして、そこで承認されたということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） そこで審議をした、その中に市はかかわっておりますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほど4者ということでご説明申し上げましたように、福田地区の対策協議会、それからエコフロンティアかさまを運営しております一般財団法人茨城県環境保全事業団、そして笠間市、茨城県、この4者で審議をして承認をしたということでございますので、地元からの意見を踏まえて、それらを4者で協議して、それが一番いいのではないかとということで決定したものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） まちづくりの基本ですね。地元から上がってきたものを議論して決定する。これ、素晴らしいことですよ。それを信じるしかないですね。この公の場で、皆さんいるところでこれだけ部長が答弁しているわけですから、当初から市もかかわって進めてきたもの。

さて、市の借金って幾らあるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 済みません、細かい数字は私は把握しておりません、全会計を含めて520億ぐらいだということでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） きょう今、オギャーと生まれた赤ちゃんまで含めて、割って1人当たり幾らですか。

○議長（藤枝 浩君） 休憩します。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 大変失礼いたしました。7万7,000の人口で割り返しますと約67万5,000円という金額になります。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 市民1人が、オギャーと生まれたゼロ歳児、これも含めて67万円の借金ということですね。これ、執行部の手腕でこれからこういうものを軽減していこうと。これ、しょうがない、新しいまちができたんだから、新しい笠間市が誕生したんだ

から、初期投資必要ですよ。道路整備にしても何にしても、教育面にしてもあらゆる面で必要だと思います。さあ、これからこの借金をどんなふうに軽減していくか、どんなふうにスリム化していくか。当然、合併時53名いた議員が現在22名です。こういう改革を進めながら、笠間市がまさに自分の脚で立って治める自治体、このようになっていくのかと思っておりますが、さて、これで②の質問を終わりにします。

③前後してしまいましたが、先ほどの関連でいきますが、同施設の管理と運営について伺う。特に、所有権はどこなのか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 施設の管理と運営についてとのご質問でございますけれども、管理に関しましては、市の公園として整備するものでありますので、設置及び管理に関する条例を定めまして管理をしております。また、運営に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、4者協定の規定に基づく検討委員会を平成27年1月27日に開催しまして、整備完了までに協議して定めることとしておりますので、今後協議をしております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 前段で借金の話をしましたけれども、これ、いつまで笠間市で面倒を見ていけるかということ考えたときに、生産性がゼロとは言わないけれども、生産性がないこの施設を管理運営、これだけの施設を管理運営していくことに対して、総額7億2,900万円の大枚をはたいて地元の要望があったからつくるんだ、地元の基金なんだからいいんだという話でやりますが、このランニングコスト、管理運営、これを最後に地元の人が背負うようなことはないんですか。なぜかと言えば、今協議をしながら、とりあえずつくるよということをやっているじゃないですか。とりあえずつくるよと。とりあえずじゃないんだよね。この建物はこんなわけで必要なんだと。で、地域に、いや、笠間市の所有だ、笠間市にこんな必要性のある建物、施設なんだということを、整備なんだということを明確にして、その段階で当然管理運営はこんなふうにやっていきますよ、年間こんなふうですよ、あるいは指定管理者制度で委託しますよ、これだけの委託料ですよってこうなると思うんですね。ちなみに、この施設運営を年間どのぐらいかかりますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 詳細に積算はしておりませんが、年間の維持管理費としまして類似の北山公園などを参考に試算しますと、大体年間500万円程度を見込む必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 規模から言ったら、はるかに、全然500万なんていうことではないと思うんです。私はやっぱり議員として、議会の一員として声を大にして言うべきこと、これから後世に伝える場合に、この建物、この施設、この整備が必要かどうかということ

をやっぱり議論すべきだと私は思っております。確かに地元、地元の人、100人が100人に聞けるわけじゃありませんから、当然地元というのはどこまでのことを言うかわかりませんが、決してよそ様の地域にもものを言っているわけじゃありません。これから笠間市のことを考えたときに、先ほど来の借金の金額を考えれば、さらに地区でもって、地区で見えてくれて言われたときに、地区の人たちはどうなりますか。じゃあ、それ、市でもつんですか。なおさら私たちは、地域こそ違いますが、同じ笠間市の議員として、笠間市に対して果たしてどうなのか。笠間市に必要なか、必要じゃないのか、あるのかということをやっぱり議論すべきだと思います。なかなかそういう議論の場がなく、全員協議会等いろいろありますが、なかなか時間の制限や発言の制限の中でできません。こういう場を借りて、福田地区の皆さん見てもらいたいですよ。これを今後、この設備を福田地区の皆さんが背負うようなことがあったらどうすんだと。そういうことも全然はつきりしないで、このことを進めようという、その考え方が私は行政としてナンセンスだと思っております。いかがですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほどご説明申し上げましたように、基本的には整備までということで協議をしていくということなんですけれども、将来的に地元負担を負わせるのかというお話だと思うんですけども、基本的に、福田地区の地域振興基金、この24億円を活用しまして、今7億数千万円の建設費用がかかりますけれども、そのほかに維持管理費等もこの基金を充当していくというようなことも考えております。

そうは言いますが、市の公園でございますので、市からも応分の負担はする必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 先ほど、一般廃棄物の処理について、エコフロンティアかさまのあり方、存続、今度はどんなになるんだろうということも含めて、10年、10年で考えたときに、20年だろうという部分が答弁ありましたよね。そういうことを考えたときに、たった10年先の計画が先ほどの答弁できてないんですよ。じゃあ、この整備が今後10年後、20年後どんなになるか、子どもや孫に負担させるんですかということをおっしゃっているんですよ。笠間市全体を見ても、福田地区の皆さんのことを見ても、負担をさせるのかということをおっしゃっているんですよ。生産性は行政になくていいですよ。行政サービスでいいですよ、福祉でいいですよ。いいですけども、その負担をさせるんですかっていうことに対して、答えられないでしょ、そんなことないですよ、これはこんなふうな利益が出て、こういうことで地元還元されます、これは費用対効果がこうなんですって説明ができないんじゃないんですかって言っているんです。その一つとしていい例が誰が管理するかもわからない、幾らかかるんだかもわからないということをおっしゃっているんですよ、部長。違いますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 先ほど来答弁しておりますように、4者協定に基づく検討委員会の中で整備完了までに協議するという事になっておりますので、今おっしゃられた費用対効果だとか、どのぐらいの収入があるのかとか、そこまでの細かい数字は把握しておりませんが、そういうことで今後検討をしてみたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 4者協定がありきと、これが全てなんだと。で、その市のポジションというのは4者協定の4分の1の責任しかないと、こんな言い方をしていますけれども、それでよろしいですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 4者それぞれの立場においてそれぞれの役割を果たしていくということで考えております。

○議長（藤枝 浩君） 時間です。西山 猛君の質問を終わります。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時15分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

○13番（石松俊雄君） 13番市政会の石松です。議長より許可をいただきましたので、通告に沿って一問一答式で質問をいたします。

環太平洋パートナーシップ協定、TPPについて、アメリカでの批准が厳しくなるのではないかとわれております。我が国日本でも、協定発効に向けた承認案と関連法案について政府が閣議決定し、一括提案と集中審議が行われる見通しでしたが、交渉過程の情報開示のあり方やTPP対策委員会の議事運営などをめぐり、TPP特別委員会が空転し、さらに熊本の震災の影響なので、先の国会で成立はいたしませんでした。そうしたアメリカや国会の状況はございますが、私は地方自治体として情報を正確に把握し、しっかりとした対応策をしていく必要があると考えております。

そこで笠間市としてはこのTPPについてどのように捉えておられるのか、まずお尋ねをいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 13番石松議員のご質問にお答えいたします。

TPPはモノの関税だけではなくて、サービスや投資の自由化を進めまして、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野での21世紀型のルールを構築するものであります。成長著しいアジア太平洋地域に大きなバリューチェーンをつく

り出すことによりまして、域内のヒト、モノ、資本、情報の往来が活発化し、この地域を世界で最も豊かな地域に資することを目的とするものであります。

今後、日本の人口減少という社会を考えた場合、ＴＰＰの経済に対する影響は非常に大きいと私も捉えております。一方で、農業に対する影響が懸念されているわけですが、今後も国の動向を踏まえながらＴＰＰを市内経済発展の契機とできるよう、関係団体とも連携して市全体で取り組んでいく必要があると考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） それでは、ＴＰＰをそうした捉え方をされているわけですが、そのＴＰＰが笠間市内の農産物や食の安全の問題、市内の地場産業等々、市民生活への影響についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 地場産業や市民への影響というご質問でございますが、まず、地場産業への影響、これにつきましては、過日茨城県農林水産部でＴＰＰ協定が発効した場合の経済分析ということで、その影響額が生産額が28億から50億の減少というような算出をしております。

笠間市におきましても、畜産業の影響、肥育が9軒、乳牛20数軒あるわけなんですけれども、これが大きいと推測しています。

また一方では、地場産業の発展も記載されておりまして、日本製品への関税が撤廃されることで貿易の自由化が進み、大企業だけでなく、地方の中小企業、地域の産業も活躍の場を広げまして輸出にも取り組むことができると、増収につながることを産業分野においても市内の品質の高い和牛や米などの海外輸出の拡大につながることも考えております。

次に、市民生活への影響につきましては、関税の撤廃によりまして輸入製品が拡大される可能性がありますので、食品等が安くなりプラスに影響が出てくることも予想されます。

また、食の安全につきましては、協定の中に衛生・植物検疫措置が規定されておりますので、ＴＰＰ発効によって食の安全が脅かされるというようなことはないというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 畜産への影響については問題意識がおありのようですし、最後のほうに食の安全への影響がないというのは、私の認識とそこは違うわけですが、昨年12月の定例会でしたか、ＴＰＰが一般質問でも取り上げられております。その際の執行部、市長の答弁、市長の見解も示されました。市長からは、全国紙の国民の評価をめぐって、50%の国民が評価をして、20%が反対という、そういうことも紹介をされながら、市長としては評価をする立場であるという、そういう姿勢も示されました。

私は市長と反対でございまして、評価はしておりませんし、この協定は結ぶべきではないという考え方に立っております。

しかしながら、そうはいつでも国で決まった中で、市町村、自治体は対応をしていかなければならないわけです。そういう意味で、昨年12月の定例会の中では、県や国も含めてですけれども、具体的な対策が決まってない。そういう中で、市も、県の国の対策が決まった中で一体にやっていくわけですから、今の段階では具体的な対策等々については言えないんだということも言われました。そのとおりだろうというふうに私も理解をしています。しかし、そこから6カ月、半年をたっているわけですが、国や県の動きというのはあったのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 先ほど、石松議員さんから国会での審議もストップして決まらなかったということのお話がありましたように、市としての対策ということになりますと、まだ現在はその行方、国の動向を注視しているところであり、交渉の各分野において国や県の具体的な施策がまだ決定していないということで、決定次第、前回と同じ回答になるわけなんですけれども、市としましても対策の隙間を埋める形にするのか、また、厚みを加えるというような対策にするのか、必要な支援策を検討していきたいと考えております。

現在は、市役所の各部署がTPPに限らず、農業や福祉などの各分野におきまして振興支援に取り組んでいるところでありますが、今後も情報収集に努めて、TPP交渉の成り行き、これをしっかりと見極めながら、笠間市の経済発展につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） それでは、TPP、この協定についての状況、情勢だとか、それから中身について所管をしているところというのはこの庁内にはあるのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 全体ということではなく、例えば農政部門でしたら農政課と、工業部門でしたら商工観光課というふうに、その部署、部署というふうにとらえております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 12月の定例会の中で市長の答弁もありましたけれども、私は立場は違いますが、市長の答弁の中で共感をするというか同じ認識を持つ部分があります。市長はこうおっしゃいました。「TPPは農業だけではなく、モノ、サービス、投資、政府調達における高い水準の自由化と、知的財産とか国有企業とか電子商取引とか広範囲な分野での高度なルールを世界にGDPの4割を占める地域で、12カ国で約束するものであります」というふうに言われたわけです。

12月定例会の一般質問の中では、農業の問題、特に米農家の問題等々が随分議論にはなっただけですが、私は今国民、それから市民も含めて、このTPPの問題がいわゆる重

要5品目の、これをどうするのかだけにやっぱり矮小化されてとらえられてしまっている風潮というか、そういう傾向があるのではないかなというふうに思います。そういう意味で言うと、非常に米の兼業農家がどうなるのかということでは非常に話題にはなるわけですが、先ほどの公室長の答弁の中でございました食の安全、食物の添加物を大幅に緩和をされるといわれていたりとか、あるいは遺伝子組み換えの食品の表示が廃止をされてしまうとか、あるいは医療制度の自由化に向かって、日本の医療水準、保険の水準がアメリカに合わされる、つまり、お金がないと医療にかかれないというような、そういう環境になってしまうんじゃないかとか、そういう問題もあります。

地方自治体にとって一番脅威なのは、公共事業、公共発注、これがTPPが協定をされてしまいますと、今はWTO協定がありますから、国や都道府県、政令市というのは外国の資本が入ってきたときに19億円以上の事業については参入をさせなきゃいけないんですね。入札に。これがTPPが入ってくると、19億以上というのが6億3,000万に下がってしまいます。技術的なサービスについては、1億9,000万というのが630万にかわるわけです。これは市町村にもそういう外国資本が入ってきたときは参入を認めなきゃいけないということもいわれるわけです。

それから一番懸念されるのは、TPPの毒素条項といわれていますけれども、ISDS条項です。投資企業が相手国の政府を提訴できるという取り決めが入っています。これが具体的にどういうふうになるかということ、例えば廃棄物処理で有毒物質が出て環境と住民の健康破壊が起こった場合に、それを自治体が拒否をすると、その施設を使わないといった場合に、相手の外国の企業から提訴をされるという、そういう問題も入っているわけですね。こういうことも私は情報開示というか、市民にきちんと説明をして、市民と情報を共有化しながら、いいのかどうかということも含めてやっていくということが今地方行政には求められているんじゃないかなと思うんです。そういう意味で、市としての市民との情報の共有ということも含めて、独自の対策等々については考えておられないのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） これ、県の対応になるわけなんですけれども、県のほうでも中央要望の機会などを通じまして、情報開示や丁寧な説明、また、地方の意見や国民各層の声を十分に聞くことなどを要望しているわけでございます。

また、先ほどありました、例えば市町村で公共事業とか公共物品の購入とかという話があったんですけれども、あれなんかにつきましても、県と政令指定都市なんかは該当しているけれども、今のところは各市町村は該当していないというようなことがありまして、今後どうなるかというのは不明なような状況になっております。ここでどうのこうのということではなく、そういう情報は決まりましたら市民のほうにも伝えていく必要があるとは考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） だから伝えていく必要があると考えているとおっしゃったわけですが、伝えていくというのは今ではなかろうかというふうに私は思うんです。問題意識を持って、特に農業に影響があるから、農業というか農水産業が主要産業になっている小さな地方自治体もTPP対策室、あるいはTPPの対策本部等々設けて対応している所もあります。

それから、私は放射線の問題があったときもそうですし、地方地域主権の問題のときもそうなんですけれども、サイトの中にそういうコーナーをつくってきちんと市民に情報提供ができる、そういう責任をやっぱり行政として果たすべきじゃないかということで、そういうコーナーを市のオフィシャルサイトの中につくっていただいたりとか、そういうことも申し上げたことがあると思うんです。まさに、このTPPの問題というのはそういう対策を今市が行っていく時期ではなかろうかなと思うんですけれども、そういう問題意識は持たれないんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 今の石松議員から話がありました対策協議会みたいな、本部みたいなということを調べてみましたところ、やはり全国的にはそういうような対策協議会というものを設置しているところがあるようです。茨城県についてはまだ設置されていないわけなんですけれども、小さい町なんかでも対策本部、部長クラスで設置をしてTPP協定に関する情報の収集と共有、TPP協定の影響の調査と分析、あと、市の対策に関する事などを協議するというようなことをやっている所もあるんですけれども、笠間としては、今のところまだそこまでの段階には至っていないと。今後、必要であればそういう検討はしていかななくてはならないと思うんですけれども、今現在は考えていないという状況です。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 現在なぜ考えられないかということをおっしゃっていただかないと納得ができないわけなんですけれども、将来の中でも担当課任せなわけでは。農政については農政担当課、医療については担当している所が日ごろの業務とあわせてTPPのこと、そうじゃなく、これ全体の地方自治体の地方行政にかかわる問題なわけですから、そういうことを統括して、課を超えて、分野を超えて、横断的に議論したり、調査したり、分析したりする必要性もあると思いますし、それから地場産業、笠間市内の企業にも大きく影響してくる問題もあるわけですね。そういうことも含めたら、各企業や団体辺りと情報を共有するような、そういうことが今必要な時期ではないかなというふうに私は思うわけです。今そういう段階ではないというふうにおっしゃいましたけれども、今がそういう段階ではないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長藤枝泰文君。

○市長公室長（藤枝泰文君） 先ほど申しあげましたように、笠間市におきましては、今後の動向を注視しつつ、情報収集に努めてまいりたいと。多岐にわたる諸事項でありまして、国や県の動き、これに迅速に対応できるようにしていきたいと考えております。その中で、先ほども申しあげましたように、特別に部署等が必要と判断すれば、設置もあり得るというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） これ以上お話ししても平行線になるんでしょうけれども、私は今がそういう段階であると思いますし、そういうことは必要だと思います。最低限でも、国で決まっていること、県の動き等々が市民と情報が共有できるような工夫や施策をやるべきじゃないんでしょうか。例えば、広報にそういうことを載せるとか、あるいは先ほど申しあげましたけれども、市のオフィシャルサイトの中にきちんとそういう情報を提供していく、あるいは庁内の中でも課や部や部署を越えて横断的にそういうことが議論できる場をつくるべきじゃないでしょうか。そういうことをやるべきだということを申しあげて、次の質問に移らせていただきます。

今ほど私は、TPPは農業だけの問題ではないというふうに申しあげましたけれども、しかし、農業に決定的な打撃を与えるのもTPPであります。TPP協定に入りますと、日本の米の生産は32%、250万トンも減るとというのが政府の試算であります。アメリカの国際流通の専門家はアメリカから300から500万トン、ベトナムから100万トン輸入され、日本の生産は半分以下になるんじゃないか、そういう試算もされているわけです。

日本の農政を見ますと、既にTPPを奇貨として攻めの農業を、そういうふうに称する農政改革がしっかりと進められています。とりわけ、10年後に農地の8割を担い手に集積するなど、四つの目標を掲げた農地中間管理機構を新設し、農業委員の数を減らし、新たに農地利用最適化推進委員を設けました。担い手とは、認定農業者、集落への農業法人、参入企業であり、小規模家族農業者は入っておりません。つまり、認定農業者や法人を大きく強くして、輸出や加工、観光等と組み合わせて農業を成長産業にしようということがあります。

そこで、笠間市の農地中間管理事業の現状と課題について、質問を移らせていただきます。まず、農地中間管理事業の概要と目的について簡潔にご説明をお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 暑い方は上着を脱いで結構です。

産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 13番石松議員のご質問にお答えをいたします。

農地中間管理事業の概要と目的についてでございますが、平成25年12月に農地中間管理事業の推進に関する法律が制定され、茨城県におきましても農地中間管理機構が設置され、本事業を実施しております。この事業は、農業経営規模の拡大、農用地の利用の効率化及び高度化の促進、農業の生産性向上などに資することを目的として、農業をお辞めになる

方や経営規模を縮小した方の農地を農地中間管理機構が借り受けまして地域の意欲のある農業者などに貸し付ける事業でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 概要の説明があったんですけども、目的が言われなかったんですが、目的のほうは私のほうから申し上げたいんですが、この推進に関する法律の第1条から見ますと、目的は私は三つあると認識をしております。一つは、農地を集積化してまとめる、今ほど中身は言われましたけれども、二つ目は農業経営の規模拡大、三つ目が新たな農業経営者の参入を促進をするということが法律には定められているわけですが、これらの進行状況、これが笠間市ではどうなっているのか。まず、農地を集積化についてはどのように進んでいるのかご説明をお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 笠間市の取り組み状況についてでございますが、平成27年度の取り組みとしましては、市内8カ所の土地改良実施地区をモデル地区といたしまして事業を推進いたしました。その結果、本事業を通じまして、地区内合計の農地面積531ヘクタールのうち、36%になる192ヘクタールを地域の意欲ある担い手に集積することができました。この農地集積面積は県央農林事務所管内では一番多い集積面積となっており、その結果、市内の農地の集積化と農業経営の規模拡大が進んだと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 二つ目の目的、農業経営規模の拡大についてはいかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 先ほど申しましたモデル地区8地区の中で、6名の方が10ヘクタール以上を耕作する大規模な担い手となっております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） それでは新規農業経営者の参入状況というのはいかがでしょう。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 新規就農者の事業の参入状況でございますが、平成27年度は9名の方より農地を借りたいとの就農相談がございました。そのうち3名の方が合わせて16ヘクタールの農地を借り受けまして就農しております。今後は残りの6名の方へ情報提供を継続するとともに、新規就農者に対する就農相談等を引き続き実施してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 今の状況を聞きますと、うまくいっているのかなというふうにもとらえられないわけではありません。どういうふうに判断していいのかというのは、私は農業をなりわいとしているわけではありませんから判断はなかなかつきかねるんですけ

れども、全体、農地の集積化というのは36%、県央地区ではトップクラスだということの評価についても言われたんですけども、国のほうのいわれている今後の課題というのがあるんですけども、こうした笠間市の今の現状の中で、笠間市としては今後の課題についてはどのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 今後の課題でございますが、農地中間管理事業への農地貸付希望者に対する交付単価が、今年度は昨年度に比べまして50%以上の大幅な減額となっていました。そのため、農地中間管理機構に貸し出しする農地が集まりにくいことや、今まで土地改良実施地区を中心にモデル地区として実施しておりましたので、改良区外の条件が悪い農地の集積がなかなか進まないことが課題と考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） そうした課題に対する具体的な対策、対応というのはあるのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 市といたしましては、地域の農業を将来も安定的に発展させるために、大規模な専業農家の育成と農地の集積化を目指して、茨城県、また、市の農業公社、農業委員会、土地改良事業連絡協議会と連携をとりまして本事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） その具体的な方策というのはないのでしょうかね。国で言うと、つまり借り手がいない農地の所有者にはインセンティブが与えられるわけですけども、借り手がいない農地をいかに農業を拡大したい参入者、農業に参入したいという人に結びつけるのかというのがこの事業のみそというか、一番の内容であろうかと思うんですけども、借り手を見つける方策というのとは何かお考えになってないのでしょうか。

例えば、担当課の方に申し上げるのは釈迦に説法かもしれませんが、農業特区を利用して、これ、兵庫県の養父市が有名ですけども、ここにはオリックスという不動産の会社も入って、それで農業公社を起こして民間の力も借りて6次産業化、つまり、農業生産法人を設立して郷土料理だとか地域の農産物を活用した商品開発とか農家レストランとか、そういう販売等々を行うというようなこともやっております。あるいは、イオンが農地バンクを利用して米づくりを始めました。これには若い新規就職者が非常に多いということもいわれているんですけども、私はそういった思い切った政策というか、このことがいいかどうかという評価はありますけれども、物がなければ、これ以上、これ以上というか、これから先もっと事業を進めていくというのは大変ではなかろうかなというふうに思うんですが、そういうところの問題意識というのはどういうふうにお持ちなんですか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） ただいま議員のほうからご指摘のありました企業の参入、オリックス不動産とか、あとはイオングループのイオンアグリ創造株式会社、イオンにつきましても、茨城県牛久のほか、全国各地で農地面積300ヘクタールでの野菜づくりなどを行っているというふうに聞いております。これらの事例等も参考にしながら、笠間市に合った方法で担い手の増加に結びつく方法を検討していきたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 具体的にそういうことを検討していくというふうに理解しているんですか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 個人の担い手ばかりではなく、議員のおっしゃるとおり、企業による農業への参入等も踏まえて検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） そうしますと、もう一方で問題点がいられていますよね。企業が参入してきた場合にどうなるかということですね。農地法では、耕作者主義の立場に立っています。つまり、農業のコミュニティーというのは生産するだけではないですよ。田んぼやあぜ道や側溝やそういうものを管理をしていかなければいけない。それはその地域に住んでいる方々が、全国どこでもそうですけれども、管理をされているわけですよ。そうした日常の水管理だとか土地管理などがどうなっていくのかということが非常に課題だというふうにいわれています。そういう意味でいうと、集落維持機能、これをどういうふうにしていくのかということを考えていかなければいけないということと、それからもう一つは農業者の中にやっぱり経営感覚を持つ人材をきちんとつくっていくということもあわせて考えていくべきじゃないかということもいわれております。今年度の市長の施政方針の中でも、農業公社の運営を通して新規就農者を育てるための農家の研修とか、定期講座だとか、アカデミー事業をやるんだというような非常に積極的なお話もされているわけですが、そうした経営感覚を持つ人材の育成ということについては問題意識をお持ちなんですか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 農村環境につきましても、補助事業で多面的機能支払交付金事業というのがございます。これは何かといいますと、地域が、例えば道路とか水路、そういうものの整備等を地区皆さんで行う場合に交付金としてお金が支払われる事業です。現在、笠間市でもそういう事業を取り組んでおります。

人の育成につきましては、今後は専業農家をふやす策といたしまして、引き続き農家中間管理事業を活用しながら意欲ある担い手の農地集積を推進してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） よくわからないんですけども、要は、国のほうの予算を見ますと、集積するほうは一定数進んでくるんですけども、結局受け手のほうですよ。受け手というか借り手のほうですよ。そちらのほうがなかなか進んでないんじゃないかということもあるんです。例えば国の昨年の時点での総面積、受け手の需要というのは、本来であれば機構借入面積の8倍くらいあるといわれているんです。しかし、実態はそういうふうになってはいないんです。

例えば、26年度までのこの農地中間管理機構の予算というのは453億円計上されているんですね。しかし、使われたのは80億円だというふうにいわれているわけです。これは何が問題かという、いわゆる借り手のほうの事業と受け手のほうの事業がうまくマッチングしていかないとこの予算というのは消化がされていかないわけです。そうしますと、先ほどのこの36%というのが、そういうものがうまくマッチングしての36%なのか、果たしてそのマッチングはしてないけれども、36%いったのかどうかという、その判断もあると思うんですけども、ここら辺の問題意識なんですね。これは私どもにとってはどういうふうに判断をしたらよろしいのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 産業経済部長米川健一君。

○産業経済部長（米川健一君） 農地中間管理事業によりまして、先ほど申しましたように、農地の集積が意欲ある担い手に集積できたということは申し上げたとおりですが、市が目指す農業の形の一つとして大規模専業農家の育成という観点からは第一段階として成果が出たものというふうに判断をしております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 第一段階として成果が出たという判断であれば、それでも構わないんですけども、ぜひともこの事業については税金の無駄遣いにならないように進めていただきたいと思うんです。

ただ、一つだけ申し上げたいのは、人材の育成についてなんですけれども、これ、大きく言われているのは例えば6次産業化の意味です。農業ではなかなか定期的な安定的な収益が上がっていかないわけですよ。これは加工品にしてしまえば、それは一定の定期的な収入になるわけじゃないですか。そういう意味で言うと、農産物を生産するだけじゃなくて、加工品にして一定の安定した収入にしていこうというのが、私はこの6次産業化の目的だと思うんですね。そういうことを考えて経営感覚を持って農業を担っていくという、そういう人材づくりをぜひとも進めていただきたいということを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

先日の全員協議会で行われました笠間市公共施設等総合管理計画の説明の中で、笠間市の公共建築とインフラ施設を耐用年数どおりで更新した場合に、今後40年間で約2,710億円、年平均にすると約67億8,000万かかるという試算結果が明らかにされました。直近5年間の

投資的経費を見ると、その平均は44億2,000万円ですから、今後毎年23億6,000万円のお金が不足をすると、足りないということでありました。

そして、そうした状況に対応するためには、3割のインフラ施設を長寿命化、耐用年数よりも長持ちをさせるということをやると、それから公共建築物を2割削減をする、そうすれば何とか乗り切ることができるんだという、簡単に言えばそういう説明もされたわけです。そういうわけですから、この笠間市の公共施設等総合管理計画の策定に当たっては、施設の長寿命化だけではなく、施設の効率的かつ効果的な維持管理、未利用地の利活用、民間活用の必要性についても検討していくということもあわせて言われております。本年度からこの計画に着手をされるわけですが、計画の策定や計画の推進は総務部の試算経営課ですか、ここが中心となって進めていくということもおっしゃいました。そして全庁的な組織として公有財産利活用検討委員会で計画の推進や見直しも進めていくんだというふうにも言われました。

そこでお伺いをしたいのは、この計画策定に当たっての市民参加の体制についてはどのようにお考えなのか、教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 13番石松議員のご質問にお答えをいたします。

市民参加の策定体制でございますけれども、笠間市公共施設等総合管理計画につきましては、今年度早期の完成に向け今進めているところでございます。市民参加の策定体制といたしましては、パブリックコメントを行いまして今年度早期に計画を公表したいというふうに考えているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） パブリックコメントというのは、計画案ができてそれをパブコメにかけて市民の意見をもらうということなんですけれども、私がお聞きをしているのは、計画を策定する段階での市民の意見だとか市民参加の体制というのはどのようにお考えかということをお伺いをしております。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） この公共施設総合管理計画でございますけれども、公共施設等の予防・保全的な維持管理への転換と財政負担の平準化、そして将来の更新費の把握を目的といたしました中長期的な取り組みの方向性を示す指針でございます。笠間市公共施設等総合管理計画の策定段階では、パブリックコメントを実施することで基本計画に対する市民からの意見を反映できるというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） この公共施設等総合管理計画についてなんですけれども、これ、公共施設マネジメントというふうに呼んでいる自治体もあるんですが、この中で自治体が一番苦勞しているのは、どの施設を統廃合していくのか、どの施設を民間活用していくの

か、全然活用されていない公有財産をどういうふうに活用していくのか、売却という話もあったりしますよね。そうしますと、これ、意見いろいろ出てきますよね。こういうことをきちんと市民と合意形成をしながらやっていかなければならないわけです。ですから一生懸命やっている自治体では、公共施設の白書をつくったりとか、市民のワークショップをやったりとか、公共施設等に関するシンポジウムをやったりとか、そういうことをこなしながら、財源がない状況、それから少子化、人口が減っていく中で施設が過剰になっている状況、そういう状況を市民と共有をして、そしてどうしていくのかというのを考えていくわけですよね。私はこの計画を策定する段階というのは、そういう今笠間市が置かれた状況を把握したり、分析をしたり、客観的な目で見たりするわけでしょう。そういうところに市民がいるというのはこれから先進めていく上で大事なことじゃないんですか。そういうところにこそ、私は市民の参加を求めて情報を共有していく、現実を共有していく、そういう姿勢に立つ必要があると思うんですけども、いかがですか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 総合管理計画でございますけれども、まず、指針を策定することをごさいますして、これから実施計画といえますか、その施設の長寿命化でありますとか、削減の計画、こういうものをつくっていくわけでございます。公共施設の適正化、そして長寿命計画というのをこの総合管理計画の指針ができた後に実施計画としてつくっていきます。それで長寿命化する施設につきましては、この公共施設の今度は長寿命化計画で中長期的な保全計画での公共建築物の点検、修繕補修の計画を策定していくということで、これは点検等の調査結果等を市民に公表しながら進めていきたいと考えております。また、削減する施設につきましては、公共施設の適正化計画も策定するわけでございますけれども、その策定していく中で機能の集約でありますとか統廃合等について、利用状況や施設管理費のコストなど、総合的な視点から判断をしていくということで、いずれにしましても、いずれのこの二つの計画ですけれども、各施設の利用者である地域住民や専門的立場からの意見を聞くことが大切であるというふうに考えておりますので、計画の策定に当たりましては、一般の市民の方、また、学識経験者を委員とする、仮称でございますけれども、策定委員会等を組織しましてその中で検討した素案をまた市民に公表するなどしながら、市民との合意形成を進めていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） だからそこが私が言っている問題意識と違うわけですよ。要するに、先ほど言いましたよね。議会の中では全協で説明されたり、ここでも議論の場があるから意見交換できますよ。例えば今後40年間で2,710億円必要なんですよ。年平均で67億8,000万かかるけれども、しかし、直近5年間の財政を分析してみると44億2,000万しかなくて、23億6,000万お金が不足をすると。これに対応していくためには、繰り返しになりますけれども、3割のインフラ施設の長寿命化、公共施設の2割削減、だから利活用だと

か、民間活用とか考えなきゃいけないというこの現状があるわけじゃないですか。この現状をまず市民と共有化するということが大切なことじゃないんですか。そういうことについてはどう考えているんですか。この計画案が出て、パブリックコメントをかければ、それで市民とその現状について共有化できるというふうにお考えなんですか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 総合管理計画ですけれども、市としましては、パブリックコメントで議会、また住民への情報提供を行えるということで、それで共有ができると思います。それでまた、ホームページ等のほうにそれを掲載して市民の理解をまず深めていただくと。そしてその後、今度は個別の計画に入っていく段階では、いろいろな学識経験者等の意見を、また、市民の代表の方の意見も踏まえながら、その計画をつくっていきたいというふうに考えています。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） これ以上申し上げませんが、例えば、この後実施計画を二つつくっていくことになるわけじゃないですか。その中で利用者だとかそういう声というのはそこで受け取ることはできるんですね。この計画は大体どこの市町村でも、総論賛成、各論になってくると反対なんですよ。いろいろな意見が出てくるんですよ。そのときに考えなければいけないのは、先ほどの質問の中にも出ておりましたけれども、笠間市全体としてどう考えるのかじゃないですか。笠間市の将来的な人口がどうなっていくのか、笠間市の将来的な財源がどうなっていくのか、その中でどういう施設を持っていくのか。よく市長がおっしゃいます「我慢すべきところは我慢してもらい必要もある」、この言葉です。この我慢すべきところというのは市民と合意形成していかなくちゃいけないわけじゃないですか。我慢すべき現状にあるんだというところを、実施計画をつくる中でどういうふうに市民との合意をつくっていくんですか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） これは例えば利用者に対するアンケートでありますとか、その実情を公表するというので、これは財政状況、そしてまたこれからの人口の減少の状況とか、そのようなものを公開しながら共有を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） その具体的な進め方というのは具体的にはどうなるんですか。例えば、総合計画をつくる時というのは市民会議というのをつくりますよね。市民の主体性をもたせて総合計画に反映をしていきますよね。いろいろな政策提案を含めてなんですけれども、そういう手間のかかる、言い方は悪いんですけれども、俗っぽい言い方で申しわけないんですけれども、手間のかかる過程というのはこの実施計画をつくる時は、そういう過程はとっていただけということなんですか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） それにつきましては、やはり市民の方を代表として策定委員会ですか、そういうものを設置をいたしますので、その中で意見を聞いていきたいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） それでは、確認だけさせていただきますけれども、この笠間市公共施設等総合管理計画の中では、どの施設を民間に委託をすとか、どの施設を統廃合すとか、そういう具体的なものは入っていないと。そういう具体的なものについては市民と一緒に、市民が入った委員会や策定委員会の中で具体的に進めていくんだという、こういう認識でよろしいのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） まず、笠間市に置かれた現状ですね、どのぐらいの量があるかとか、そういうものを把握するということがこの総合管理計画でありまして、それを具体化するのが実施の計画でございますので、今つくっている総合管理計画の中では、どの施設を廃止するであるとかそういうことの議論はしていなくて、例えば公共施設を2割減額すとか耐用年数を3割延ばすとか、そういうような方針でシミュレーションをして、あとは、それを何もやらないと、20年、30年に今度はピークが来るんですけども、それを平準化させて30年以降に更新の時期を平準化させるような、そういうことを検証するというか、そういう方針をつくる計画でございますので、石松議員さんがおっしゃったように、具体的にどこを削減すとかというのはこの中に入っておりません。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） わかりました。私の考えを申しますと、そういう現状を把握するということにも、私は市民をやっぱり入れるべきじゃないかなというふうに思うわけですね。笠間市は「協働のまちづくり推進指針」というのをつくっております。これは非常に理念中心になっておりますけれども、この中に市民と行政の責任がうたわれておりますが、行政の責任はきちんと市民への情報提供や市民との情報交換に努めて、そして情報の共有を図っていくんだということが行政の責任としてうたわれているわけですね。そして、市民との協働の、そういうことを議論したりする機会をきちんと、こういう機会があるんだということを市民に知らせていかなければならない、これもこの指針の中に書かれているわけですね。そういう意味で言いますと、先ほど私が確認しましたように、この笠間市公共施設等総合管理計画というのはどういう性質のものなのかということがきちんと市民がわかるように説明をいただきたいということと、くれぐれも実施計画を策定する段階では、市民の参加をきちんと図っていく、合意形成に時間と労を費やしていくということをやっていただきたい。このことをやっていただけるかどうか、確認をさせてください。やっていただけますね。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） この実施計画をつくるに当たりましては、廃止する施設でありますとか複合化する施設とか、そういうものを決めていかなければなりませんので、市民の意見を聞きながら進めていきたいと考えています。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 何度も同じことを申し上げて申しわけないんですけども、この施設とこの施設とこの施設を廃止するとか、これを残すとかということを経営するわけじゃないんですよ。笠間市の全体の財政現状と人口減少の現状と、その中でどうしなきゃいけないかという、このことをきちんと共有できることをやっていただきたいということを申し上げているわけです。これを申し上げて次の質問に移らせていただきます。

次は、公有財産の賃貸借契約についてであります。

公共の建物は地方自治法によって行政財産と普通財産に分けられております。しかし、市民は公共施設自体やその一部のスペースが行政財産や普通財産に区別をされていることや、自動販売機やコピー機の設置など、使用許可にかかわる法律や条令等に基づき、ほかの団体が使用していること、あるいは市との関係について意識をすることはほとんどありません。今回、今ほど質問をいたしました公共施設等管理計画の質問に当たって、公有財産の現状について調査をする中で、公有財産賃貸借契約書に敷金だとか保証金、あるいは保証人の条項がない、それから貸付料の基準、行政財産や普通財産の区別など、いわゆる市民がそういうことについて一括して知ることが非常に難しい現状であることを私はわかった次第であります。これから今ほど申し上げた公共施設等管理計画を策定するわけですけども、その際にも市民にわかりやすくこれらの情報について公表をして、市民との共有が求められるわけです。

そこでお尋ねをしたいんですけども、笠間市の公有財産の賃貸借の現状について、簡単にご説明をください。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 賃貸借の契約の現状でございますけれども、公有財産の賃貸借契約について定められた規定により、該当する財産区分の契約条件により契約をしているところでございます。主な規定といたしましては、地方自治法、また、笠間市の財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例、笠間市行政財産使用料条例、笠間市財務規則、笠間市普通財産貸付要綱などで、それに当てはめて行っております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 具体的にお聞きしますけれども、先日、旧てらぎき保育所が笠間青年会議所に貸付契約を結んだということが全教でも報告をされました。これ、契約を結ばれたんでしょうけれども、こういう貸付理由だとか、貸付の基準についてはどうなっているんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 貸付理由といたしましては、地方自治法の規定によりまして、行政財産はその用途、または目的を妨げない言動においてその使用を許可することができる。また、地方自治法の規定により普通財産はこれを貸し付けすることができるので、不許可とする理由がなければ、条件等を付して貸し付けを行っている状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 不許可とする理由がなければ何でもいいということなんですか。貸し付けする相手には何か基準や考え方というのはないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） それは相手によって判断をしていくという形になります。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） その場、その場ということなんですね。基準はないということなんですね。そうすると、先ほど申し上げましたけれども、連帯保証人だとか担保とか、そういう項目というのは契約書、私は見ましたけれども、条項はありませんでした。こういうことについてはどのように担保されているんですか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 連帯保証人でありまして担保につきましては、財務規則のほうに公有財産を貸し付けをする際の協議事項の一つに連帯保証人及び担保に関する事項が規定されておりまして、使用許可の申請等があった場合は、必要に応じて条件を付したいというふうに考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） そうすると具体的な担保は取ってないという理解でいいんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 連帯保証人でありまして担保の徴収でございますけれども、例えば使用料の前払いという形になっておりますけれども、それができないような場合につきましては、これは連帯保証人という形で担保という形でそれはお願いすることになりますけれども、最近の例では、連帯保証人でありまして担保を徴しているということはありません。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 大変申しわけない、時間がなくなってきましたので、一問一答式の中で申しわけない聞き方をするんですが、賃料の算出の根拠、それから減免の判断基準、行政財産と普通財産の区別基準、これらについて、申しわけないですが、一括してお答えいただけますか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） まず、賃料の算出根拠でございますけれども、笠間市の行政財産の使用料条例におきまして規定されておりました、土地建物評価額をもとに使用料を算出しているところでございます。

減免の判断基準といたしましては、笠間市の行政財産使用料条例によりまして、国または他の地方公共団体においてその事務または事業のために使用するときなど、減免の対象と判断した場合には算出した使用料を免除または減額するようになっております。

行政財産と普通財産の区別基準といたしましては、地方自治法の規定に基づきまして、行政財産は市が直接使用することを本来の目的とする財産、または住民の一般的共同利用を本来の目的とする財産、それ以外の財産を普通財産としているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） そうしますと次の質問になるんですけれども、行政財産の目的外使用だとか普通財産の貸し付け状況、これ、基準みたいなものはあるんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） これは最初に説明いたしました関連の幾つかの条例でありますとか、要綱でありますとか、それに基づいてやっているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） そうすると今説明をお聞きした中でも六つ以上の条例だとか要綱が出てまいりますよね。一つの契約について、私もある問題があって調べたんですけれども、要綱や条例をものすごく見ないとわからない条項なんですよね。これは果たしているのかどうかというふうに私は思うわけです。そういう意味で、これから先ほど言った公共施設等総合管理計画も策定するわけですが、こういう公有財産管理の基準をきちんと市民にわかりやすく説明するような方法というのはないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 幾つかの例規を見ないとその全体がわからないということでございます。それはそれぞれ条例につきましては、そういう自治法の定めがあって市町村で定めなければならないとか、そういう部分がありまして、それぞれ定めてあるわけでございますけれども、それが一目でわからないという部分がございます。今後は、公有財産の利活用の検討の観点からも、そういうものの条件等を整理しまして、一目見てもわかるような例規というか、そういうものを整理していきたいというふうに、それは考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） ぜひそれを進めていただきたいということと、できるだけ早くやっていただきたいなというふうに思います。

最後にお尋ねしたいんですけれども、この公有財産の適正な管理体制について、これまでに市民から意見や疑問等々は出されてこなかったんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 契約に対しまして、ある賃貸借の契約、これは更新契約でございますけれども、その貸付条件の一つとして保証料を導入すべきではないかと、そのような指摘があったところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） そういう指摘があるということは、先ほど言ったような、一目でわかるような資料や、市民に基準をきちんと透明化したものを提供する必要があるんだろうというふうに私は思うわけですが、そうした市民の疑問に対してはどのように対応されたんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 先ほどの話でございますけれども、その対応でございますけれども、もう少し詳しく述べますと、ある契約の中で、借受側の経営状況等を勘案して、貸している土地の原状回復が困難な恐れがある場合には、保証料を取る必要があるのではないか、そのような指摘ございました。

賃借料もきちんと納入されていたということで、従前のおりの契約としたところでございますけれども、今後はこのような市民からのご意見やご指摘につきましては、個々の賃貸借の契約の内容により判断していく部分もございまして、今後必要に応じて保証料や担保などの貸付条件をそれぞれ検証、検討して、柔軟に対応していきたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君。

○13番（石松俊雄君） 先ほども言いましたけれども、公共施設管理総合計画と総合計画をつくって、総務部長の答弁を聞くと、実施計画をつくる時が多分大変なんだろうなというふうに思うわけですが、そういう大変な状況を進めていくためにも、私は市民と今の笠間市が置かれている状況について共有化をしていくというところにまず力を入れないと、その話もうまく進んでいかないかなというふうに思うんです。

そういう意味で言いますと、南小学校と南中学校の義務教育校にしていく問題についても、私は施設管理という意味から言うと、あの施設どうするのかということも含まれてきますよね。そうすると南小や南中だけの問題では私はなくなってくると思うんですよ。ああいう問題も単体の議論が先に進んでいくのですけれども、そういうことではなくて、笠間市全体の置かれた状況の中で、これから公共施設、公有地について、どういうふうにしていくのかということをごひスピードを上げて、市民と情報が共有できるように、現状が共有できるように進めたいということをお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 石松俊雄君の質問を終わります。

ここで1時20分まで休憩といたします。

午後零時15分休憩

午後1時19分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、14番海老澤 勝君の質問を許可いたします。

○14番（海老澤 勝君） 14番自民クラブの海老澤 勝です。議長より許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問を行います。

まず、空き家対策の現状と対策についてお伺いいたします。

笠間市の空き家の現状はどのようなのでしょうか。空き家の要因として、少子高齢化、核家族化による住宅の新築が進む中での空き家の増加、他の地域への移住、所有者不明の空き家など、さまざまな要因があると思われます。管理が不十分な空き家は不審者の出入りや放火など、防犯上の問題、災害時の倒壊の恐れ危険、周辺の居住環境の悪化等、好ましくない状況が考えられます。所有者への適切な管理の指導とどのような現状であるか、お聞きいたします。

まず、1問目です。行政区域における空き家の現状は、現在市内における空き家の数と市内の空き家の状況と市民に対する影響について、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 答弁の前に、暑い方は上着を脱いで結構です。

都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 海老澤議員の質問にお答えいたします。

行政区域における空き家の現状につきましては、平成25年に総務省が実施いたしました「住宅土地統計調査」によりますと市内の住宅総数は3万1,180戸でありまして、このうち3,870戸が空き家とされております。その中で建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴いまして、管理が行われていない空き家は年々増加傾向にあります。このように空き家の管理が適切に行われてない結果といたしまして、安全性の低下、公衆衛生の悪化等の問題を生じさせまして、地域住民の方々の生活環境に深刻な影響を及ぼしている状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 管理が行われていない空き家の数は把握しておりますか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 現在、市が把握している空き家の数でございますが、先ほど答弁しました総務省が実施した調査による推計値でありまして、管理状況まで調査されておられません。現在、市が管理している内容といたしましては、これまでに取り組んできた空き家バンク、それと空き家適正管理、その事業によりまして約700軒の空き家情報を収集してございます。

管理が行われていない空き家の数につきましては、現在実数は把握しておりませんが、

今年度から実施いたします実態把握調査、これによりまして把握できるものと考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 次の質問をいたします。現在行っている空き家適正管理事業の現状について、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 空き家適正管理の現状につきましては、本市では平成25年度に笠間市空き家等の適正管理の条例を制定いたしまして、管理に関する相談や行政指導を行ってまいりました。これまで市民から寄せられました190件の情報提供により指導を行ってきた結果、本年5月末現在でございますが、管理不全状態であったものが適正管理に是正された件数68件、それと市補助金または自主解体により建物解体に至ったものが32件となっております、合計100件、52.6%が解決に至っております。

しかしながら、改善に至らず、現在も指導中の案件が90件となっております、引き続き行政指導を行ってまいり所存でございます。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 指導がなかなか進まない案件もあると思うが、どのようなところが問題なんでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 何が問題で行政指導が進まないのかというご質問でございます。例えば、相続人全ての方が相続を放棄され、指導対象者が存在しない場合、また、2世代にわたり未相続のまま放置されまして、相続関係者が十数名になってしまうことによりまして相続代表者が定まらないこと、また、不動産登記上の外国人が法人名義で所有しているものでございますが、法人所有地に出向きまして行ってみますと、法人そのものが存在しないなど、さまざまな案件がございます。

今後は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行によりまして、入手可能となった税の情報、また、水道、電気、ガス等のライフラインの情報、これらを利用いたしまして指導対象者の特定に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 次の質問に移ります。

空き家バンク制度の目的についてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 空き家バンク制度の目的とはとのご質問でございます。市内の空き家を有効に活用し、市民と都市住民の交流拡大並びに定住の促進によりまして、地域の活性化を図るとともに地域の景観保全を推進することを目的といたしまして、平成25年度から事業を行っております。

現在公開中の物件でございますが、8件ございます。それに対しまして、利用希望登録者数は110名となっております。紹介できる物件が不足している状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 空き家バンク制度のこれまでの取り組みの成果は。過日の大関議員の答弁では、県内トップクラスであるとなっておりますが、お伺いたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 空き家バンク制度のこれまでの取り組み成果でございますが、現在までに29件が成約しております。63名の方が本市に移住、定住されてございます。

県外では、岐阜県を初めまして、東京、千葉、埼玉、神奈川、福島の1都5県の方々、また、県内では、水戸市を初めまして、石岡市、日立市、稲敷市などの方々定住、移住されてございます。

また、ことしの4月から補助制度を一部改正しまして、リフォーム補助については、市外からの転入者のみを補助対象としていたものを、市内賃貸住宅からの転居並びに結婚などにより親世帯を離れまして市内に住宅を購入される方、こういった方々も対象にいたしましてより利用しやすい制度に改正いたしました。茨城県主催の先進市町村担当者会議におきましては、モデル市町村としてこの笠間市が紹介されるなど、県内においてはトップクラスの先進的な事業を行っている状況でございます。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 紹介物件不足に対する対応は図っていただけるのか。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 空き家に対する事業の一元化が図られましたことで、適正管理と空き家バンク、これらの物件情報共有が可能となりました。これによりまして、適正管理事業の行政指導によりまして、管理不全状態が是正された空き家で利活用の可能性が高い物件24件に対しまして空き家バンクの登録を促す試みを開始したところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 次の質問に移ります。

空家対策特別措置法における国、県、市のおおのこの役割と今後の事業展開についてお伺いたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長大森 満君。

○都市建設部長（大森 満君） 施行されました「空家等対策に関する特別措置法」におきましては、国の役割といたしまして、空家対策における施策の基本指針を策定、県は市町村に対しまして技術的な助言を行う、市町村におきましては空き家対策計画の策定並びに協議会の設置など、おおのこの役割について定められております。

また、特措法におきましては、空き家の所有者または管理者、空き家の適切な管理について第一義的な責任を有することを前提といたしまして、市は個別の空き家に関する対策の実施主体として位置づけられてございます。

今後の事業展開についてでございますが、今年度からこの特措法に基づく事務を遂行するため、適正管理と空き家バンクの制度を一元化いたしました。そして新たに空き家政策推進室を都市計画課内に設置いたしました。このことによりまして、適正管理から空き家バンクによる利活用までの流れを一つの部署で所管いたしますので、より一層の事業推進が図られ、移住定住化の対策の一助になるものと考えてございます。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） ささまざまな課題があり、大変な業務だと思いますが、移住、定住に関する事業は人口減少時代の中、大変重要な業務と考えておりますので、積極的な事業推進をいたしていただきますようお願い申し上げます、空き家対策の質問を終わります。

次に、消防団組織等の整備について。消防団は多種多様の災害発生時にいち早く出動し、おののちに適した行動を行い、その必要性は地域の安全安心の確保に大きく貢献しております。合併して10年が過ぎ、消防団の今後のあり方が検討され、検討委員会から報告されました。その中では多くの課題が示されており、その課題解決に早急に取り組む必要があると考えられます。

ここで質問いたします。現在の団員数は何名か、条例定数と現在数についてお尋ねいたします。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 14番海老澤議員のご質問にお答えいたします。

現在の団員数でございますが、笠間市消防団の団員数につきましては、条例定数が822名、これに対しまして平成28年5月1日現在でございますが、739名でございます。内訳としまして、団長1名、副団長3名、本部員が11名、分団長以下724名で、そのうち女性消防団員は13名で消防団活動を行っております。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 消防団員数の確保は重要なことと考えます。報告書によると46個分団を33個分団に統合するとされておりますが、この方針で進めることとなるのか、また、33個分団となり、統合した分団は人員数の調整が必要と思うが、団員の年齢構成は年長団員の退団により急激に若返ってしまわないかと心配されます。バランスのいい年齢構成の対策は考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 消防団審議会の答申書に基づきまして44個分団から33個分団に統合する方針で進めてまいります。

また、団員の年齢の構成でございますが、平準化対策、これにつきましては、分団長経験者から退団ということになれば分団の年齢層が若くなることは予想されます。しかし、年齢層につきましてバランスよくなるよう消防団それぞれと調整してまいりたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 再編が予定されている分団は将来にわたり団員の確保が見込めるようになっているのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 統合再編直後には一時的に多くの分団員数になると思います。団員の意思を尊重しまして、そのままの分団員数で活動していただきます。

しかしながら、各分団には新入団員の確保が困難なため、分団長経験者が団員となりまして活動をしていただいている現状です。統合再編後、徐々に団員数は減少していくことも予想されるところでございます。市議会の答申書でも、分団員の意思を尊重しながら、1個当たりの分団数、定員数は15名から20名以上ということで維持できるようにと提言されておりますので、この人数を維持できるよう消防団と調整してまいります。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 消防団員の確保については多くの市民の方々の理解が必要と考えます。未来の団員になってと気持ちを込めて、先に宍戸小学校での消防団体験は合併以前の旧友部町の時代に消防団本部員により発案されました。合併による消防団機構の変化、また、東日本大震災等ありましてなかなか実施することができませんでしたが、昨年より、学校、PTA、消防本部の協力をいただき実施できました。子どもたちの反応は普段触れることのない消防機材の扱い等、とても楽しんでくれたと思っております。子どもから大人まで消防団を理解していただくには大変有効な活動であると考えられます。このような取り組みを市全体に広めていってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

また、団員の確保は消防関係者のみならず、市全体で取り組まなければならないと考えております。そこで将来の団員確保を目指した活動計画が必要と考えますが、市の考えはいかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 人口減少、少子高齢化の中、次世代の後継者を育てる一つの手段といたしまして、ただいま議員がおっしゃられました、昨年より宍戸小学校におきまして小学校親子と地域防災関係の交流会ということで、消防団、消防署が火災現場で使います背負い式の消火水囊、また、トランシーバー、ホース等を使用したゲームを行いました。楽しみながら消防を理解していただきました。このことによりまして、将来消防団員、消防職員を目指す子どもたちがふえることを期待しております。今後も、児童生徒さんには消防への理解を深めていただくよう消防団と協議を進めてまいります。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 次の質問に移ります。

消防車両の現状についてお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 消防車両の現状でございますが、これは平成28年4月1日現在でございますが、新規登録後5年以下の車両は1台、6年以上10年以下の車両が9台、11年以上15年以下の車両は7台、16年以上20年以下の車両が13台、21年以上24年以下の車両は16台でございます。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 大分老朽化した車両が多くなっていると感じます。災害現場に出動する団員にとって消防車両は一番重要な装備と考えます。現場によってはポンプに相当な負担をかける無理な使い方をする場合も考えられますことから、明確な車両更新計画が必要と考えますが、市の考えはいかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 統合再編後に使用する車両でございますが、経過年数が少ない車両を使用することを基本としまして、経過年数の多い車両同士の場合には更新も視野に入れ、統合再編する分団を優先的に整備したいと考えております。統合再編後に経過年数が少ない車両が残る場合には、他の分団と入れかえを行うなど弾力的に配置してまいります。また、統合の対象でない分団の車両につきましても、車両の状態を確認しながら適切な時期に更新ということで考えております。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 車両は年数ばかりでなく整備状況なども加味されますが、とにかく現場へ行って支障のないような配慮をぜひお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

通告の3番、4番、消防団の課題と取り組みにつきましては、過日の大関議員の質問と重複いたしますので省略させていただきます。

質問の5番に移ります。

消防団は常備消防とともに市における防災活動に関し、最前線で活動していただく重要な組織と考えております。団員の皆様が活動しやすい体制づくりが重要と考えられ、消防団組織の整備再編について市としての方針をどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 平成28年3月9日に笠間市消防団審議会から答申を受けまして、市の方針として答申どおりに庁議決定しまして、その後議会に報告させていただきました。46個分団を33個分団に再編する統合再編計画及び施設等の整備計画、統合再編後の分団員数、消防団員の確保対策につきまして、統合再編対象分団及び消防の後援会、区長等に説

明会を実施しまして、平成30年4月までの統合を目安に進めていくとして方針を決定しているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 次の質問に移ります。

今のお答えとかなりダブるお答えが出てくるのではないかと思いますけれども、消防団の統合再編に当たっては、市民の皆様を初め多くの方々の理解が必要と考えております。各分団の地元に対して説明会を開催していると聞いていますが、具体的にどのようなスケジュールで再編統合を進めていくのかお伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 消防長水越 均君。

○消防長（水越 均君） 市の方針に基づきまして関係者に深く理解をしていただくために、本年の4月から統合対象分団及び消防後援会、区長等に説明会を行っております。4月には消防団幹部及び統合対象分団の幹部に説明会を実施しております。5月18日から27日にかけて、友部地区、岩間地区、これの統合対象分団及び消防後援会、区長等に説明会を行ったところでございます。6月17日から6月30日にかけて、笠間地区の統合対象分団、消防後援会、区長等に説明会を行っていく予定でございます。また、機運が盛り上がった統合希望分団につきましては、平成30年を待たずに、来年度から進めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君。

○14番（海老澤 勝君） 私も消防団経験者としてこの統合再編により団員の皆さんの消防防災活動がより一層充実され、よって市民の安全安心が十分に確保されますことを期待いたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 海老澤 勝君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は15日午前10時から開きますので、時間厳守の上ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後1時46分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 石 松 俊 雄

署 名 議 員 海老澤 勝